島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

昭和46年4月30日条例第7号

改正 令和2年1月10日条例第1号 令和5年3月27日条例第3号

(目的)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条 第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。 (懲戒の手続)
- 第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を 当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第3条又は第4条に規定する報酬の額)の5分の1以下に相当する額を給与(同号の職員については報酬)から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

- 第4条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。
- 2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則(令和2年1月10日条例第1号抄)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 3 島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第3条又は第4条に規定する報酬の額)」を、「給与」の次に「(同号の職員については報酬)」を加える。

附 則(令和5年3月27日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。